

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 12 月 26 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆企業年金における財政運営基準等の見直し関係◆

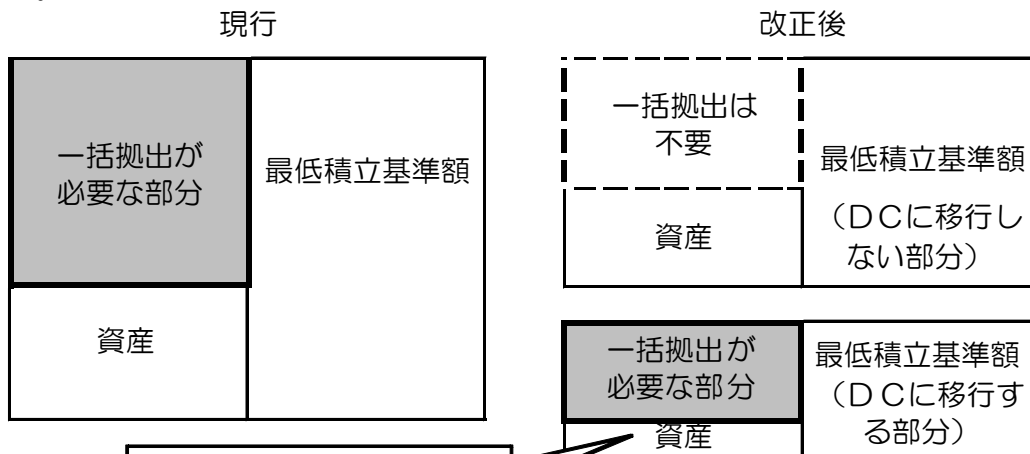
本日、厚生年金基金令の一部を改正する政令（政令第 417 号）および確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令（政令第 418 号）が公布、施行され、企業年金における財政運営基準等の見直し項目のうち一部が実施されることとなりました。

以下では、政令改正の概要について、本年 7 月より厚生労働省が公表した改正予定項目の一覧と併せてご案内いたします。

1. 政令改正の概要

確定拠出年金への一部移行に伴う一括拠出の緩和（基金・DB）

- ・確定拠出年金へ移行する際の積立不足に対する一括拠出は、移行部分に限定されました。



移換に係る部分の資産額の算定方法は省令等で示される。

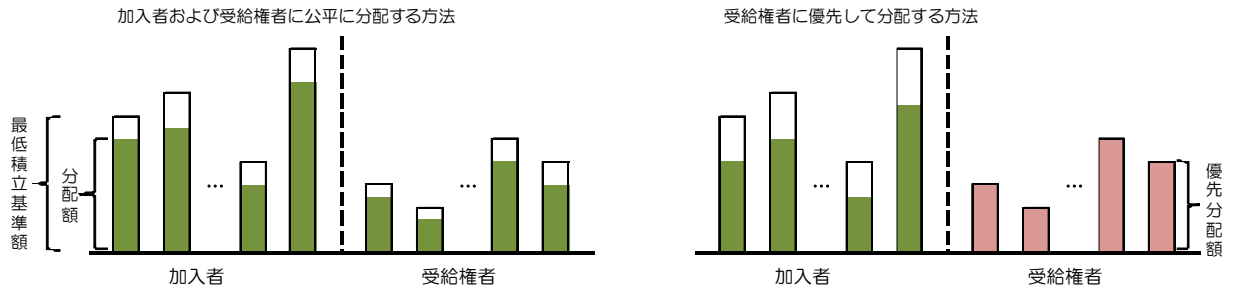


制度終了時における残余財産の優先分配の追加（DB）

- ・制度終了時における残余財産を分配する際に、掛金を負担した加入者について優先的に分配することが可能となりました。

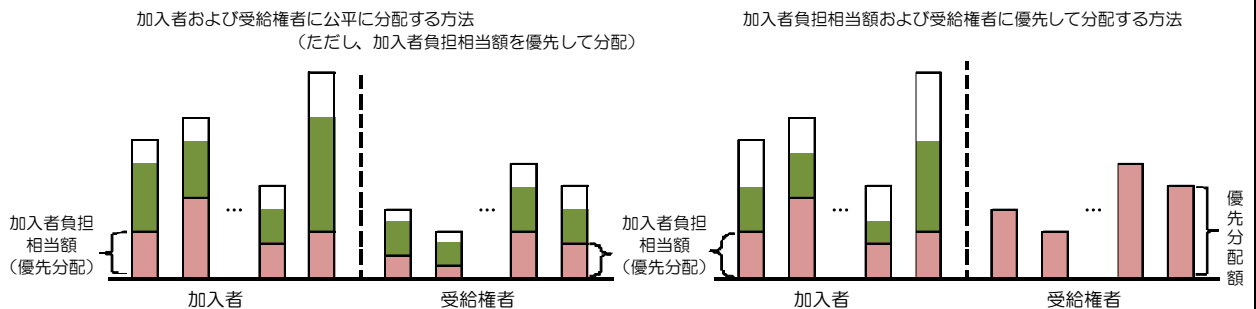
現行

（注）優先分配を除く分配額の算定は最低積立基準額の比による。



改正後

現行の方法に加え、次の方法が追加



2. 改正予定項目の一覧

（●の部分今回実施項目となります。なお、厚生労働省より示された改正予定項目については、今後、省令の公布、通知の発出が予定されているものと思われます）

財政運営の弾力化関係

- ・掛金引上げ猶予措置
- ・予定利率の引下げに伴う不足金処理の特例

制度運営の効率化関係

- ・最低責任準備金調整額の算定方法の見直し
- ・財政再計算時期の見直し
- ・特別掛金率の計算方法の見直し
- ・過去勤務債務の償却方法の見直し
- 確定拠出年金への一部移行に伴う一括拠出の緩和（基金・DB）



⇒今回の政令改正により実施

- ・ 脱退一時金における一時金換算率の要件緩和
- ・ 選択一時金における一時金換算率の要件緩和
- ・ キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化
- 制度終了時における残余財産の優先分配の追加（DB）

⇒今回の政令改正により実施

- ・ 申請書類の簡素化
- ・ 業務報告の簡素化等
- ・ 代表事業主による申請手続
- ・ 届出事項の拡大等
- ・ 支払終了企業年金の制度終了後の残余財産の取扱

財政健全化関係

- ・ 財務諸表の簡素化・透明化
- ・ 継続基準の財政検証の見直し
- ・ 非継続基準の財政検証の見直し
- 指定基金の指定要件等の見直し（基金）

⇒11月16日の政令公布、通知発出により実施済み。

以上

